

諮問番号：令和２年度諮問第 8 号
答申番号：令和２年度答申第 12 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

大阪府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成 30 年 12 月 28 日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

（1）審査請求書における主張

対象児童は日常生活の中で覚えることが苦手で困ることが多く、困った時に自分の力ではどうすることもできないことから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると考える。

以上のことから、本件処分は違法不当であるため、取消しを求める。

（2）大阪府行政不服審査会（以下「審査会」という。）が令和 2 年 8 月 14 日に受領した主張書面における主張

対象児童は言葉の理解や人と話をすることが苦手で、生活の中でしんどいことがある。特別児童扶養手当があると助かるため、本件処分の再考を求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）審査請求人が、平成 30 年 11 月 20 日に特別児童扶養手当認定請求の際に処分庁に提出した、同年 11 月 17 日付けの特別児童扶養手当認定意

見書（以下「本件意見書」という。）によれば、①障害の原因となった傷病名欄は「〇〇〇〇」、⑦知能障害等の1知的障害欄の知能指数又は発達指数は「DQ〇〇」で、判定は「軽度」とされ、この状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載した欄には「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と記載されている。

また、⑬日常生活能力の程度欄においては、1〇〇 2〇〇 3〇〇 4〇〇 5〇〇の項目は、全て「自立」、6〇〇〇は「特定の物、場所はわかる」、7〇〇は「時々〇〇」とあり、上記の内容を具体的に記載して下さい欄は「日常生活は概ね、自立」と記載されている。⑭要注意度欄は「2 随時一応の注意を必要とする」とされ、⑮医学的総合判定欄は「〇〇〇〇を有し随時一応の注意も要す。」とされている。

本件意見書の内容と認定基準を照らし合わせると「知能指数又は発達指数DQ〇〇」であり、日常生活も概ね自立しており、本件意見書の記載内容をもって判断すると、2級の基準に該当しているとは言えない。

- (2) 審査請求人は、審査請求書の理由で、対象児童の障害の状態を日常生活の中で覚えることが苦手であることが多く、困った時に自分の力ではどうすることもできず、また、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものに該当する旨主張しているが、本件意見書には、そのことを読み取れるような記載はなく、対象児童の障害の程度は2級の認定基準に達しておらず、本件意見書による判定医の審査判定に基づいた、対象児童の障害の状態が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）別表第3に定める障害等級の2級に該当しないとした本件処分は、違法又は不当なものであるということとはできない。
- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年6月30日	諮問書の受領
令和2年7月1日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月15日 口頭意見陳述申立期限：7月15日
令和2年7月17日	第1回審議
令和2年8月14日	審査請求人の主張書面（令和2年7月6日付け）の受領
令和2年8月19日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2-4 (略)

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（中略）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

2 (略)

第39条の2 この法律（中略）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第1条 (略)

2 (略)

3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第三（第1条関係）

1級	一一八 九 十 十一	(略) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの (略)
2級	一一十四 十五 十六	(略) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認め

	十七	られる程度のもの (略)
--	----	-----------------

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（中略）第5条の規定による特別児童扶養手当（中略）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（中略）第252条の19第1項の指定都市（中略）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。（中略））に提出することによつて行わなければならない。

一 (略)

二 支給対象障害児が法第2条第1項に規定する状態にあることに関する医師又は歯科医師の診断書（後略）

三一七 (略)

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「本件通知」という。）（抜粋）

別紙 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

1 この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（中略）別表第三に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

2 障害の認定については、次によること。

(3) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

イ 2級

令別表第三に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(4) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号）（中略）によつて行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しく

は日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

(6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。(後略)

3 障害の状態を審査する医師について

(1) 都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準

第7節 精神の障害

精神の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

精神の障害については、次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)
2級	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもものを2級に該当するものと認定する。

精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様である。

したがって、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。

2 認定要領

精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。(後略)

D 知的障害

(1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。

(2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの

	基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの
--	---

なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

(3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。(後略)

(4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

(5) 大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)

第6条 子ども家庭センター又は相談支援センター(中略)は、第3条第3項の規定による療育手帳交付申請書の送付を受けたときは、療育手帳の交付を受けようとする者について、別に定める基準に従い、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号ハの判定又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第11条第1項第2号ハの判定(中略)を行い、次に掲げる事項を療育手帳交付申請書に記載し、及び当該療育手帳交付申請書を知事に送付しなければならない。

一 判定の結果

二 (略)

2 前項第1号の判定の結果は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 障害の程度が軽度である場合 B2

四 (略)

3 (略)

(6) 前記(5)の大阪府療育手帳に関する規則第6条第1項に規定する基準は、下記のとおりである。

	18歳未満	18歳以上
(略)	(略)	(略)

軽度B 2	標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の児童で、社会生活を営む能力が中度以上、かつ行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。	(略)
-------	--	-----

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 本件意見書に医師〇〇〇〇が記載した項目は、本件通知により医師が記載すべきとされる特別児童扶養手当認定診断書の項目と相違ないことが確認できる。
- (2) 本件意見書の①障害の原因となった傷病名欄に「〇〇〇〇」と記載されている。
- (3) 本件意見書の⑤現病歴（陳述者より聴取）欄には、対象児童の母を陳述者として、発病以来の病状と経過の項目に「療育手帳B 2」と記載されている。
- (4) 本件意見書の障害の状態の⑦知的障害等の1知的障害欄に次のように記載されている。
知能指数又は発達指数「DQ〇〇」、判定「軽度」、判定年月日「平成30年10月〇〇日」
- (5) 本件意見書の障害の状態の⑬日常生活能力の程度欄に次のように記載されている。
1〇〇「自立」、2〇〇「自立」、3〇〇「自立」、4〇〇「自立」、5〇〇「自立」、6〇〇〇「特定の物、場所はわかる」、7〇〇「時々〇〇」、上記の内容を具体的に記載して下さい「日常生活は概ね、自立」
また、⑭要注意度欄に「随時一応の注意を必要とする」と記載されている。
- (6) 本件意見書の⑮医学的総合判定欄には「〇〇〇〇を有し随時一応の注意も要す」と記載されている。
- (7) 平成30年11月20日付けで審査請求人は本件申請を行い、同年12月28日付けで処分庁は本件処分を行った。
- (8) 平成31年1月25日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 法第5条第1項の規定による特別児童扶養手当認定は、法定受託事務で

あり、法第2条第5項及び施行令別表第三に基づき本件通知が出されている。

現在、本件通知は、地方自治法第245条の9に基づく処理基準に該当し、本件処分の審査基準として拘束力を有する。

もっとも、処理基準は、地方公共団体が個別案件について一定の措置をとるべき旨の個別具体的な法的拘束力を有するものではない。

- (2) 本件通知によれば、施行令別表第三に定める障害等級2級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものと示されている。例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

また、障害の認定については、特別児童扶養手当認定診断書によることとされており、前記2(1)のとおり、本件意見書に医師〇〇〇〇が記載した項目は、本件通知により医師が記載すべきとされる特別児童扶養手当認定診断書の項目と相違ないことから、処分庁が本件意見書に基づいて本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

- (3) 本件意見書において、対象児童は知的障害等で「知能指数又は発達指数」が「DQ〇〇」で「軽度」と判定されている。

「日常生活能力の程度」では「〇〇〇」が「特定の物、場所は分かる」、「〇〇」が「時々〇〇」と診断されているものの、その他は全て「自立」と診断されており、「上記の内容を具体的に記載して下さい」欄でも「日常生活は概ね、自立」と診断されている。

また、「現病歴(陳述者より聴取)」欄には、対象児童の母を陳述者として、発病以来の病状と経過の項目に「療育手帳B2」と記載があり、前記1(6)のとおり、療育手帳B2(18歳未満)は、障害の程度が「軽度」であり、「知能指数又は発達指数がおおむね51以上75以下」である。

上記のことを勘案すれば、本件意見書作成時点において、対象児童が特別児童扶養手当認定の2級の知的障害の程度(知能指数がおおむね50以下)であるとは認められない。

したがって、施行令別表三の障害2級の認定基準である「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」には該当しない。

- (4) 対象児童の障害の程度を判断するに当たり、本件通知以外の基準を採用すべき特段の事情は見受けられず、その障害の程度が本件意見書の内容と異なるとの事情も認められない。

したがって、本件処分は違法又は不当なものではない。
(5) 以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇